不法行為によって死亡した被害者の損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受けるなどした場合に、遺族補償年金との間で損益相殺的な調整を行うべき損害の対象とその損害が填補されたと評価できる時期について（最高裁判所平成２７年３月４日大法廷判決民集６９巻２号１７８貢）

文責　小池、牧原、金子

１.事実概要

　X（原告・被控訴人/控訴人・上告人）の次男であるAは、両親であるX₁とX₂とさいたま市に同居しており、平成15年4月からソフトウェアの開発会社であるYにシステムエンジニアとして雇用されていた。平成18年9月15日、Aは会社を無断欠勤し自宅から京都市に赴き、鴨川河川敷のベンチで過度の飲酒をし、急性アルコール中毒から心停止に至り死亡した。Aの相続人であるXらは、Aが死亡したのは長時間の時間外労働等による心理的負荷の蓄積により精神障害を発症し、正常な判断能力を欠く状態で飲酒したためであると主張し、Yに対し安全配慮義務又は不法行為法上の注意義務を怠ったとして債務不履行責任ないし不法行為に基づく損害賠償を求めた。

　第1審では、Aの死亡は長時間時間外労働や配置転換に伴う業務内容の変化から心理的負荷が蓄積したことにより精神障害を発症し、病的な心理状態の下でされた過度な飲酒によると認定された。また、YはAについて業務上の心理的負荷の蓄積により心身の健康が損なわれることが予見できたのに何らの措置も採っていなかったので、安全配慮義務違反ないし注意義務違反があったものとして、A及びXらに生じた損害を賠償する責任を負うとした。そして、Aの生活態度が睡眠不足に多少の影響を及ぼしたことや上司に業務に関する相談をしなかったことなどを理由に過失相殺により損害額の2割を減じ、さらにXらが労災保険給付として葬祭料及び遺族補償年金を受けていたことから、損害賠償請求権の遅延損害金から充当する損益相殺的な調整をしたうえで、Xらの請求を一部認容した。

　これに対し原審はYの不法行為責任を認めたうえで、Aが自ら睡眠不足を増長させたことを重視しAの過失割合を3割と認定した。さらに、前記労災保険給付の他に第１審の口頭弁論終結後にXらが受けた労災保険給付を損害賠償請求権の元本に充当する曽根競う最適な調整をし、減縮されたXの請求を一部認容した。これに対して、Xらは被害者死亡時には保険金等を遅延損害金から充当すべきだと主張して上告した。

２.判旨

主文―上告棄却

 「労災保険法に基づく保険給付は，その制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額を塡補するために支給されるものであり，遺族補償年金は，労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失を塡補することを目的とするものであって（労災保険法１条，１６条の２から１６条の４まで），その塡補の対象とする損害は，被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質であり，かつ，相互補完性があるものと解される。他方，損害の元本に対する遅延損害金に係る債権は，飽くまでも債務者の履行遅滞を理由とする損害賠償債権であるから，遅延損害金を債務者に支払わせることとしている目的は，遺族補償年金の目的とは明らかに異なるものであって，遺族補償年金による塡補の対象となる損害が，遅延損害金と同性質であるということも，相互補完性があるということもできない。

 したがって，被害者が不法行為によって死亡した場合において，その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定したときは，損害賠償額を算定するに当たり，上記の遺族補償年金につき，その塡補の対象となる被扶養利益の喪失による損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する逸失利益等の消極損害の元本との間で，損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。 」

 「遺族補償年金は，労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失の塡補を目的とする保険給付であり，その目的に従い，法令に基づき，定められた額が定められた時期に定期的に支給されるものとされているが（労災保険法９条３項，１６条の３第１項参照），これは，遺族の被扶養利益の喪失が現実化する都度ないし現実化するのに対応して，その支給を行うことを制度上予定しているものと解されるのであって，制度の趣旨に沿った支給がされる限り，その支給分については当該遺族に被扶養利益の喪失が生じなかったとみることが相当である。そして，上記の支給に係る損害が被害者の逸失利益等の消極損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有することは，上記のとおりである。

 上述した損害の算定の在り方と上記のような遺族補償年金の給付の意義等に照らせば，不法行為により死亡した被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定することにより，上記相続人が喪失した被扶養利益が塡補されたこととなる場合には，その限度で，被害者の逸失利益等の消極損害は現実にはないものと評価できる。

 以上によれば，被害者が不法行為によって死亡した場合において，その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定したときは，制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，その塡補の対象となる損害は不法行為の時に塡補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが公平の見地からみて相当であるというべきである（前掲最高裁平成２２年９月１３日第一小法廷判決等参照）。」

 「本件において上告人らが支給を受け，又は支給を受けることが確定していた遺族補償年金は，その制度の予定するところに従って支給され，又は支給されることが確定したものということができ，その他上記特段の事情もうかがわれないから，その塡補の対象となる損害は不法行為の時に塡補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが相当である。」

３.争点

不法行為によって死亡した被害者の損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金を受ける際、遺族補償年金との間で損益相殺的な調整をする損害の対象は何か。またその損害が填補されたと評価できる時期はいつか。

４.基礎知識

損益相殺について

損益相殺は不法行為の被害者が、損害を被ったとの同一の原因によって利益を受けた場合、公平の見地からその利益の額を賠償額から控除する法理である。（最大判平成5年3月24日・民集47巻4号3039頁）損害と利益の同質性があるかどうかについては利益の性質による。

利益が生命保険金や損害保険金である場合

生命保険金や損害保険金は払い込んだ保険料の対価の性質をもっており、不法行為の原因とは関係なく支払われるものであるので、損益相殺の対象とはならない。（最二判昭和39年9月25日・民集18巻7号1528頁、最三判昭和50年1月31日・民集29巻1号68頁）

利益が社会保険給付である場合

保険給付の対象となる損害と民事上の損害賠償の対象となる損害とが同性質であり、保険給付と損害賠償とが相互補完性を有する関係にあるときに損益相殺の対象となる。（最二判昭和62年7月10日・民集41巻5号1202頁）

遺族補償年金については、

労災保険法16条の2 遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。

9条③　　年金たる保険給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。

といった規定があり、填補の対象は労働者の死亡によって遺族が被扶養利益を喪失したことによる損害であり、定期的に給付を支給することで被扶養利益の喪失が現実化するのに対応しているので、損益相殺の対象となる。

遺族厚生年金についても、

　　厚生年金保険法59条　遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母であって、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時、…その者によって生計を維持したものとする。

　　　　　　　　36条③　年金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。

といった規定に加えて、判例によっても被害者の相続人が加害者に対して賠償を求め得る損害のうち逸失利益から控除すべきである（最二小判平成11年10月22日・民集53巻7号1211頁）とされたように、損益相殺的な調整の対象となることが認められている。

５、各裁判所の判断枠組み

最高裁

最高裁は遺族補償年金と損害との損益相殺的な調整について、「労災保険法に基づく保険給付は，その制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額を塡補するために支給されるものであり，遺族補償年金は，労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失を塡補することを目的とするものであって（労災保険法１条，１６条の２から１６条の４まで），その塡補の対象とする損害は，被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質であり，かつ，相互補完性があるものと解される。」そして、「被害者が不法行為によって死亡した場合において，その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定したときは，損害賠償額を算定するに当たり，上記の遺族補償年金につき，その塡補の対象となる被扶養利益の喪失による損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する逸失利益等の消極損害の元本との間で，損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。」判示し、遺族補償年金と被害者の死亡による逸失利益等の消極損害が同性質で相互補完性があるとし、これらは互いに損益相殺的な調整の対象になると明らかにした。

また損害が填補されたと評価できる時期については、「遺族補償年金は・・・制度の趣旨に沿った支給がされる限り，その支給分については当該遺族に被扶養利益の喪失が生じなかったとみることが相当である。」「不法行為により死亡した被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定することにより，上記相続人が喪失した被扶養利益が塡補されたこととなる場合には，その限度で，被害者の逸失利益等の消極損害は現実にはないものと評価できる。」と、遺族補償年金が遅滞なく給付されれば、相続人には実際の損害が及ばないとした上で、「被害者が不法行為によって死亡した場合において，その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定したときは，制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，その塡補の対象となる損害は不法行為の時に塡補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが公平の見地からみて相当であるというべきである。」と、遺族補償年金の給付が遅滞しない限り、これに対する遅延損害金は発生しないという見解を明らかにした。

原審

原審は遺族補償年金と損害の損益相殺的調整について、「労災保険法に基づく給付や公的年金制度に基づく給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、その根拠となる個々の法令の規定に基づいて給付されるのであり、かつ、特定の費用に充てられることを目的としているのであって、これをほかの費目に流用することは制度の趣旨に反し許されないと解されるから、これらの給付については、てん補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解される。」と判示し、最高裁と同様に遺族補償年金と逸失利益等の消極損害の同性質性、相互補完性を上げて、遺族補償年金と損害の元本との間で損益相殺を行うべきとしている。

また、損害が填補されたと評価できる時期に関しては、「労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額をてん補するためにてん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに対応して定期的に支給されることが予定されていることなどを考慮すると、制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、これらが支給され、又は支給されることが確定することにより、そのてん補対象となる損害は不法の時にてん補されたものと損益相殺的な調整することが、公平の見地からみて相当というべきであ」るということから、「遅延損害金が発生しているとしても、上記損害賠償債務とは発生原因を異にする別個の債務であるから、労災保険給付の趣旨及び目的に照らしこれを労災保険給付の補償対象とするのは相当ではない」と判示している

６、従来の判例

最判平成１６年１２月２０日裁判集民事２１５号９８７貢（先例）

被害者が交通事故により死亡し、その相続人が不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。自賠責保険金と遺族厚生年金、遺族補償年金（これらをまとめて自賠責保険金等とする）によっててん補される損害について、本件事故時から本件自賠責保険等の支払日までの間の遅延損害金が既に発生していたことを理由にこれらが損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるのに足りないときは、民法４９１条の法定充当より、遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきであると明らかにした。

最判平成２２年９月１３日民集６４巻６号１６２６貢

被害者が交通事故によって後遺障害を発症し、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案である。最高裁は、社会保険給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額をてん補するために給付されるものであり、その給付については、てん補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきであるとし、遅延損害金の発生については、支給される社会保険給付が著しく遅滞しない限り、給付が支給され、又は、支給されることが確定することによって、損害は不法行為時に填補されたものと評価できるとしている。

７、本判決の射程

本判決は、平成１６年判決において遺族補償年金とともに言及された遺族厚生年金については判示していない。しかし、遺族厚生年金も遺族補償年金と同様に「被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時・・・その者によって生計を維持したもの」（厚生年金保険法五九条）が年金を受給できることを考慮すると、目的が遺族補償年金と同様であり、遺族厚生年金についても、本判決と同様の判断をするのが妥当だと考えられる。

また、自賠責保険については賠償責任を被害者の代わりに肩代わりするという性質から、平成１６年判決が民法４９１条１項の定める法定充当に従うべきと判示したことは相当であり、本判決により自賠責保険金についての判断が変更されなかったことは明らかである。

８，私見

本判決は、後遺障害事案である平成２２年判決と同様に、不法行為によって死亡した被害者の損害賠償請求権を取得した相続人が労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金の支給を受けた場合、遺族補償年金によっててん補される損害と同性質、相互補完性のある逸失利益から支給額を控除することを明らかにし、その損害が填補される時期を不法行為時にされたものとした点に意義があると言える。

平成１６年判決と平成２２年判決を見る限り、死亡事案と後遺障害事案で損益相殺の対象をそれぞれ遅延損害金か元本に分けてきたように思えるが、本判決では死亡事案と後遺障害事案を同様に扱うことが示されたように思える。

平成１６年判決では自賠責保険と同様に遺族補償年金と遺族厚生年金についても民法４９１条１項の定める充当順序が妥当するとの考え方を前提としているが、これは遺族補償年金と遺族厚生年金は充当対象である遅延損害金とはなんら同質性や相互補完性がなく、損益相殺的調整の法理に反しているように思える。しかし、最高裁がこのような判断をとった理論的根拠については明確ではなく、損害金を算出する上での計算の煩雑さを考慮したことが理由として伺えるかもしれない。

また、平成２２年判決では、平成１６年判決に対して互いに事案を異にするとして、なんの判例変更もされなかったが、それに関しては後遺障害事案と死亡事案の違いを持ち出し、判例変更を避けたようにも考えられる。

しかし、本判決では互いに死亡事案であり、平成１６年判決には批判もあったため、最高裁は自賠責保険についての規定は維持しつつ、遺族補償年金に関しての充当順序は変更したのだと考えられる。

参考文献

・神吉知陏子「不法行為に基づく損害賠償額と労災保険給付との損益相殺」法学教室419号47頁

・尾島明「損害賠償と労災保険給付との間の損益相殺的な調整」法律のひろば68巻6号66頁

・中村昭太郎「労災保険の遺族補償年金における遅延損害金の扱い」労働法令通信2392号20頁

・判例タイムズ1414号140頁

・金融・商事判例1474号8頁

・金融・商事判例1466号24頁

・判例時報2264号46頁

・金融法務事情2022号94頁

・裁判所時報1378号15頁

・若林三奈「死者の逸失利益全般から相続人の遺族厚生年金の控除を認めた事例」法律時報79巻2号111頁

・若林三奈「遺族厚生年金による逸失利益全般との損益相殺的調整」民商法雑誌132巻6号965頁

・判例タイムズ1173号154頁

・判例時報1886号46頁

・最判解民事篇平成22年度（下）553頁

・内田貴『民法Ⅱ（第3版）債権各論』2012年、年東京大学出版社